

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、香川用土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成20年4月18日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	近藤 幸吉	観音寺市池之尻町770番地	平成20年4月1日